

第3章 普及促進の具体的方策

電子マニフェストの普及促進のための具体的方策として、電子マニフェストシステム及びその運用の改善、加入者に対するサービスの向上、関係者との連携強化、普及啓発活動の強化の4つの柱に沿って具体的方策を推進する。

3.1 電子マニフェストシステム及びその運用の改善

利用者の利便性の向上を図り、魅力ある電子マニフェストシステムとするため、平成17年10月からの運用開始を目指して、通信の高速化・大容量化など現行システムを全面的に改造する。併せて、数多くの排出事業者から処理を受託する処理業者の負担を軽減するため、電子マニフェスト運用ルールの標準化を促進する。

3.1.1 システムの改善

利用者の利便性の向上を図り、魅力ある電子マニフェストシステムとするため、環境省及び情報処理センターにおいて、現行システムの全面的な改善を実施する。

1) 新システムの運用開始

平成16年度及び平成17年度において新システムの開発を行い、平成17年10月からの新システムの運用開始を目指す。

2) 主な改善点

通信の高速化

インターネット網を活用した通信網とすることによりADSL等のブロードバンド（高速大容量）通信での接続が可能となり、通信の高速化及び通信費の低減を実現する。

大量処理と処理の迅速化

1回の通信で登録できるデータ数の制限を大幅に緩和（大量処理を実現）するとともに、処理を迅速化する。

運用時間の延長

365日利用が可能なシステムを目指す。なお、運用管理面から1日1回数時間程度のメンテナンス時間（システム休止時間）を確保する。

照会・検索機能の充実

排出事業場名称、連絡番号等の検索項目を増やすとともに、照会・検索処理を迅速化する。さらに、照会・検索が可能なマニフェストデータの範囲を現行の過去1年間分から過去5年間分に拡大する。

通知機能の改善

法令で定められた処理終了報告期限を経過したマニフェスト等について電子メールで加入者に連絡する通知機能を拡充する。

中間処理業者に対する利便性の改善

二次マニフェスト登録の際の紐付け処理(一次マニフェストと二次マニフェストの関連付け 25 頁参照)を合理的、かつ簡便に管理できる仕組みに改善する。例えば、現在、中間処理業者は二次マニフェスト登録の場合、排出事業者から処理委託を受ける処分業者としての識別番号(I D)と、中間処理後の残さの排出事業者としての I D の 2 つの I D の取得が必要であるが、それを 1 つの I D で利用可能とする。

利用者の社内システムとの連携強化

利用者の社内システムで作成したファイル(C S V 等) を活用して情報処理センターと簡便にデータ交換できる仕組みを構築する。

アクセス機能の強化

携帯電話を活用して簡便にマニフェスト登録できる仕組みを導入する。

3) 新システムにおけるアクセス方法

新システムにおいては、ケイタイ版、パソコン版及び E D I (Electronic Data Interchange 26 頁参照) 版の 3 つのアクセス方法を予定している。

- ・ ケイタイ版はパソコンが設置できない排出現場におけるマニフェスト登録等が可能
- ・ パソコン版は 1 回の通信で大量の情報を送受信が可能、複数のパソコンからのアクセスが可能
- ・ E D I 版は社内の廃棄物管理システムとの連携が容易、 A S P 事業者が提供する付加サービスの利用が可能

といった利点を有している。

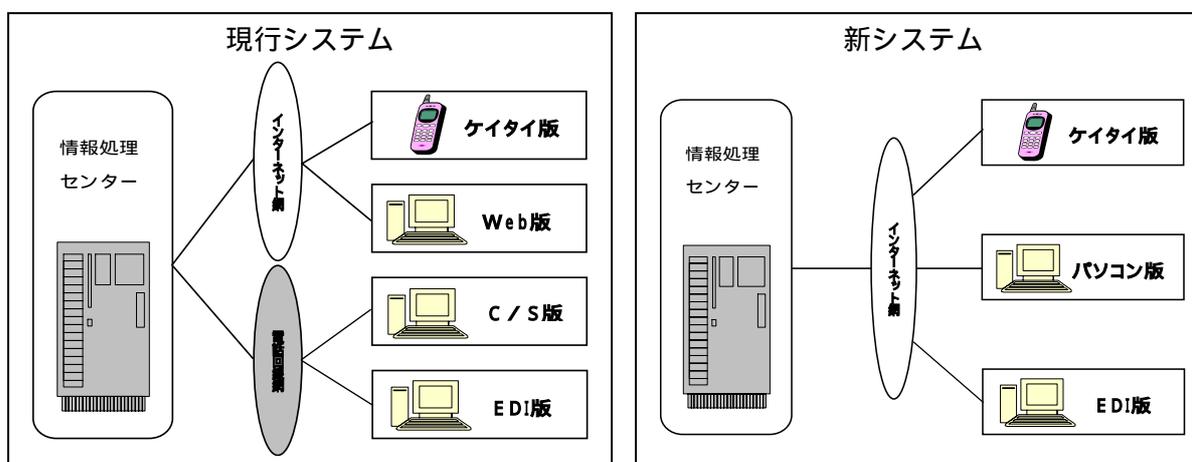


図5. アクセス方法

表 1 . 各アクセス方法の概要

アクセス方法	仕組みの概要	特徴
ケイタイ版	現行と同じく携帯電話のWeb機能を活用して情報処理センターにアクセスする仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話の3つのキャリア(iモード、ezweb、Vodafone!)の利用が可能 ・データを暗号化してデータ交換
パソコン版	現行のWeb版とC/S(26頁参照)版の機能を統合し、パソコンを利用して情報処理センターにアクセスする仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・利用端末にインストールが必要(インストール後は自動更新) ・1つの加入者番号で複数のパソコンからアクセス可能 ・1つのパソコンで複数の加入者番号での利用が可能 ・データを暗号化してデータ交換
E D I 版	情報処理センターが指定する通信手順等によりアクセスする仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・加入者が情報処理センターの指定する仕様に基づくシステムの準備が必要 ・ASP事業者等が提供するシステムの利用が可能 ・加入者が構築したシステムとの有効活用が可能

3.1.2 運用ルールの標準化

電子マニフェストの運用にあたっては、排出事業者・収集運搬業者・処分業者の関係者間で廃棄物の受け渡し方法、マニフェスト登録方法等の運用ルールを取りきめて実施することとなる。この際、個々の排出事業者ごとにマニフェスト登録方法や利用するASPの違いにより電子マニフェストの運用方法が異なると、数多くの排出事業者から処理を受託する処理業者の負担が極めて大きくなる。

この問題を軽減するためには、業界ごとの特徴に応じて運用の標準化を図ることが有効であることから、関係業界団体において、環境省及び情報処理センターの支援の下、モデル事業を活用してASP間のデータ交換を可能とするプラットフォームを形成するなどにより、電子マニフェスト運用の標準化を促進する。

3.2 加入者に対するサービスの向上

加入者の利便性を向上させ、運用コストの低減を図るため、料金体系の見直しや事務手続きの簡素化・迅速化、電子マニフェストに加入している処理業者情報の提供、電子マニフェストを活用して各種行政報告の合理化・簡素化を支援する仕組みの検討等を行う。

3.2.1 料金体系等の見直し

既に少量排出事業者向けの料金体系が平成 16 年 8 月より導入されているが、情報処理センターにおいて、さらに以下のような検討を早急に進め、加入者が利用しやすい料金体系や加入方法となるよう、料金体系等の見直しを行う。

中間処理業者に対する利便性の向上

中間処理業者は処分業者の立場であるとともに、二次マニフェストとして電子マニフェストを利用する場合には中間処理後の残さの排出事業者の立場にもなる。この場合、同一業者でありながら処分業者と排出事業者の 2 つの ID を取得・利用することとなり、加入料等の負担が大きく操作も煩雑となるため、中間処理業者がより容易に加入及びデータ管理を行うことができるように、料金体系及びシステムの運用方法の改善を行う。

更なる多様な料金体系提供の検討

電子マニフェストの普及拡大を図るため、団体加入による料金の割引など、事業者のニーズに応じた多様な料金体系を検討する。

3.2.2 加入時の事務手続き等の簡素化

情報処理センターにおいて、加入者の利便性向上や運用コストの削減を推進するため、以下のような事務手続きの簡素化・迅速化を図る。

- ・現在書面による申込日から 7 日～14 日で利用可能となっている加入手続きの迅速化
- ・簡易に申し込みできるサービスの提供
- ・業界団体とタイアップした事務手続きや料金支払いの代行

3.2.3 行政報告の合理化

排出事業者及び処理業者からは、情報処理センターに保管されているマニフェスト情報を活用して都道府県等への行政報告を合理化・簡素化してほしいとの要望が多い。また、都道府県等からも、情報処理センターから報告データが一元的に入手できるような仕組みを構築し、事務の合理化や委託廃棄物の広域移動状況の把握を可能としたいという要望がある。

そこで、環境省及び情報処理センターにおいて、地方自治体及び関係業界と協力して、情報処理センターが各種行政報告の合理化・簡素化を支援する仕組みについて、その有用性、実用化の可能性も含め検討する。

3.2.4 加入処理業者情報の提供

情報処理センターにおいて、排出事業者が電子マニフェストに加入している処理業者の情報を容易に検索することができる仕組みを構築する。また、排出事業者が処理

業者を選択する場合、電子マニフェストの加入の有無を判断材料の一つとしたいというニーズもあることから、(財)産業廃棄物処理事業振興財団が運営する産廃情報ネットワーク(26頁参照)等との連携を強化する。

3.3 関係者との連携強化

電子マニフェストの相乗的な普及拡大を図るため、多様な電子マニフェストサービスを提供するASP事業者や、民間事業への波及効果が期待できる公共工事等の実施主体との連携を強化する。

3.3.1 ASP事業者へのインセンティブ付与

情報処理センターにおいて、以下のようなインセンティブをASP事業者に提供することにより、業界ごとの実態に応じた電子マニフェストサービスを提供するASP事業者が活動しやすい環境を整備する。

電子マニフェストのシステム改善などASP事業者に影響を与える情報を随時提供するため、ASP事業者との情報交換の場を設置

ホームページなどで、ASP事業者の存在を幅広く周知するとともに、モデルとなる運用事例を紹介

安心してサービスを利用できるASP事業者を容易に判別できるようにするための仕組みを検討

3.3.2 公共工事等における活用促進

公共工事等における電子マニフェストの活用は、民間事業における導入の契機ともなるため、波及効果が極めて大きい。しかしながら、現在、公共工事等において、竣工検査時等における廃棄物処理の確認において電子マニフェストによる報告が認められない場合もあることから、環境省及び情報処理センターにおいては、関係省庁や地方自治体の協力を得て、公共工事等におけるモデル事業、公共工事等での電子マニフェスト活用に関する普及啓発、関係機関に対する協力要請等を実施する。

3.4 普及啓発活動の強化

電子マニフェストの認知度を向上させ、その導入メリットを明示するため、モデル事業を計画的に実施し、その成果を幅広く周知するとともに、事業者のニーズに応じた普及促進ツールの開発・提供、都道府県別・業界別の普及キャンペーン等の集中的・重点的な普及啓発活動を実施する。

3.4.1 モデル事業の実施

電子マニフェストの導入の契機及び普及促進に資するため、環境省及び情報処理セ

ンターにおいて、関係業界や関係自治体の参加と協力の下で、以下のようなモデル事業を計画的に実施する。情報処理センターにおいては、モデル事業の成果についてホームページ、新聞・雑誌等に掲載するなど広く周知する。また、モデル事業に参加した者においては、その成果をホームページ等で公開する。

業界団体等と共同で実施するモデル事業

- ・ 業界団体と協力した特定地域でのモデル事業
- ・ 業界ごとの電子マニフェスト標準運用ルールの策定の支援
- ・ 業界ごとに利用し易いシステムの構築の支援
(例えば、建設業界 ASP、処理業者 ASP の構築の支援)

地方自治体と共同で実施するモデル事業

- ・ 公共関与の最終処分場に産業廃棄物を搬入する収集運搬業者及び中間処理業者を対象としたモデル事業
- ・ 公共工事等におけるモデル事業
(例えば、道路工事、下水道工事、地下鉄工事、学校・病院建設等から排出される廃棄物を対象)
- ・ 地方自治体の普及啓発を支援するモデル事業

ASP 事業者と連携して実施するモデル事業

- ・ I C タグ、G P S 等と電子マニフェストを組み合わせた移動管理システムなど先進的な取り組みを対象としたモデル事業

大手企業及びグループ企業と共同で実施するモデル事業

- ・ 大手企業において全社的な電子マニフェスト導入を支援するモデル事業
(例えば、本社、支店、営業所、工場等がマニフェスト情報をそれぞれ有機的に情報交換できる仕組みの構築)
- ・ グループ企業が共同で利用するシステムの構築を支援するモデル事業

3.4.2 導入メリットの定量化

電子マニフェストは紙マニフェストと比較して、マニフェストの保存が不要であること、登録操作が簡単なこと、処理状況が即時確認できること、管理票の写しの返送が不要なことなど事務処理の効率化のメリットがあるが、これらのメリットによる業務量の削減効果、人件費を含む利用コストの比較等について定量的なデータが示されていない。

情報処理センターにおいて、モデル事業などを活用して、業務量、コスト等の削減効果の定量化について検討し、電子マニフェスト導入のメリットを明確にするとともに、これらの情報を普及啓発に活用する。

3.4.3 普及促進ツールの開発・提供

事業者が電子マニフェスト導入する際には、電子マニフェストの認知、導入検討、試験導入、本格導入の手順を踏んで検討が行われると考えられることから、環境省及び情報処理センターにおいては、それぞれの検討段階において有効な普及促進ツールを開発し、事業者のニーズに合った普及啓発活動を計画的に実施する。

電子マニフェストの認知段階

これまで実施してきているホームページへの情報掲載、展示会への出展、パンフレット・リーフレットの作成・配布、新聞・雑誌への広告掲載等の活動を強化するとともに、新たに、加入証明として運搬車両に貼付するステッカーの配布を実施する。

導入検討段階

これまで実施してきている操作体験コーナーや個別訪問におけるデモンストレーション活動を強化するとともに、新たに、運用事例等を紹介した普及用ビデオの作成・配布、インターネットを活用したデモンストレーションサイトの構築、運用事例集の作成・配布等を実施する。

試験導入段階

これまで実施してきている業界団体等と連携したモデル事業を一層促進するとともに、新たに試行環境の提供（デモンストレーションサイトの構築等）を実施する。

本格導入段階

これまで実施してきている運用サポートの提供（問合せ窓口の設置、ホームページを活用した問合せ対応）を強化するとともに、新たに電子マニフェストに関する情報提供に加え、廃棄物処理法や産業廃棄物の処理実績等の最新情報の提供を実施するなど情報提供サービスを充実する。

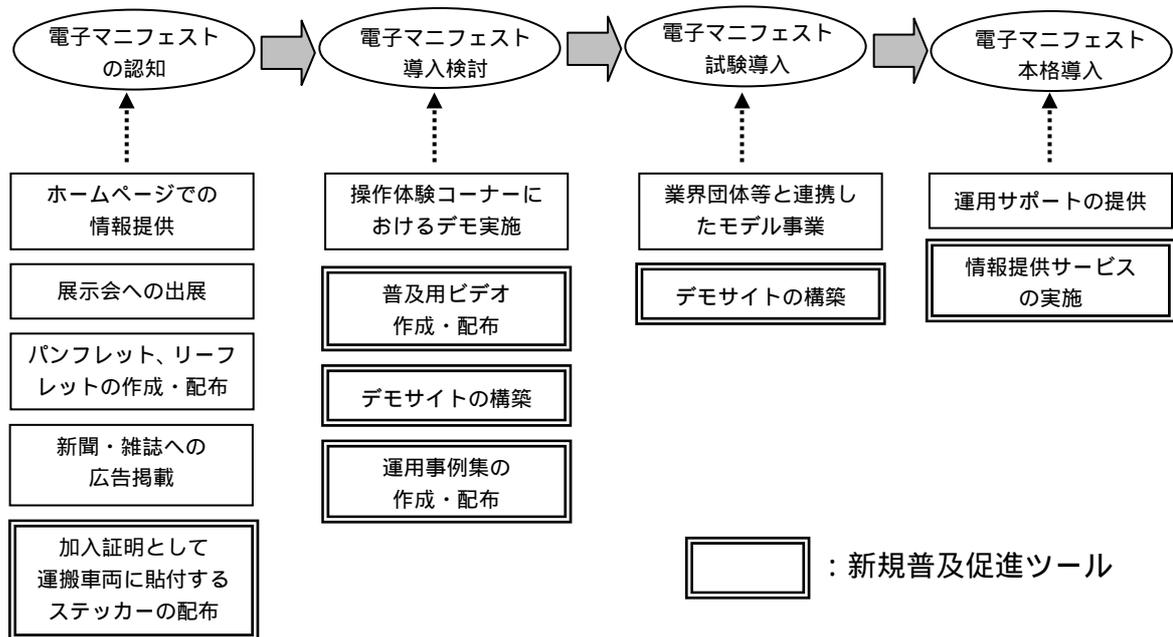


図 6 . 各導入検討段階における普及促進ツール

3.4.4 キャンペーンの実施

情報処理センターにおいて、地方自治体、業界団体等の協力を得て、都道府県別・業界別に以下の普及キャンペーンを実施する。

新電子manifestシステム運用開始に向けたキャンペーンの実施

平成 16 年度及び 17 年度においては、平成 17 年 10 月に予定されている新電子manifestシステムの利便性の向上等について重点的に周知

都道府県等と連携したキャンペーンの実施

業界団体が主催するイベントと連携したキャンペーンの実施

業界ごとの有効な電子manifest活用法や先進事例を紹介